第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　関税率表第八四・一一項（第八四一一・八二号及び第八四一一・九九号を除く。）に該当するもの

八・九　（略）

十　関税率表第八四・一四項（第八四一四・二〇号、第八四一四・三〇号、第八四一四・四〇号及び第八四一四・八〇号を除く。）に該当するもの

十一～十七　（略）

十八　関税率表第八四二二・一一号及び第八四二二・二〇号に該当するもの

十九　関税率表第八四二三・一〇号及び第八四二三・八九号に該当するもの

二十～二十六　（略）

二十七　関税率表第八四・三九項（第八四三九・二〇号及び第八四三九・九九号を除く。）に該当するもの

二十八～六十八　（略）

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　関税率表八五・〇八項（第八五〇八・七〇号を除く。）に該当するもの

七～四十　（略）

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　第九〇・一七項（第九〇一七・二〇号及び第九〇一七・三〇号を除く。）に該当するもの

十二・十三　（略）

十四　関税率表第九〇・二五項に該当するもの

十五・十六　（略）

十七　関税率表第九〇・二八項（第九〇二八・一〇号を除く。）に該当するもの

十八～二十一　（略）

附　則

この省令は、令和八年十月十六日から施行する。

法規的告示

○消防庁告示第十六号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

消防庁長官　大沢　博

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　関税率表第八四・一一項（第八四一一・八一号、第八四一一・八二号及び第八四一一・九九号を除く。）に該当するもの

八・九　（略）

十　関税率表第八四・一四項（第八四一四・一〇号、第八四一四・五一号、第八四一四・五九号、第八四一四・六〇号及び第八四一四・九〇号に該当するもの

十一～十七　（略）

十八　関税率表第八四二二・一一号に該当するもの

十九　関税率表第八四二三・一〇号に該当するもの

二十～二十六　（略）

二十七　関税率表第八四三九・一〇号及び第八四三九・三〇号に該当するもの

二十八～六十八　（略）

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　関税率表第八五・〇八項に該当するもの

七～四十　（略）

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（新設）

十一・十二　（略）

十三　関税率表第九〇二五・一九号及び第九〇二五・九〇号に該当するもの

十四・十五　（略）

（新設）

十六～十九　（略）